青春 くろーずあっぷ

「日本初」の誇りを胸に毎日搾乳

今井　順司　さん

いまい　じゅんじ　さん／昭和６０年１月生まれ
今井牧場に勤務／東岡

「牛もかわいがって育てると結果が出ることを実感しました」と話してくれたのは、オーガニック牛乳を生産する町内の5軒のうち1軒の今井さん。

今井さんは活汲中学校を卒業後、帯広農業高校、帯広畜産大学別科（草地畜産専修）に進学と、酪農の道に進みました。

酪農家になろうと思った理由を聞くと、「家が酪農だったからかな？考えたことなかったです」（笑）と話し、毎日40頭分の搾乳をしています。

趣味はパソコンと、車いじり。

パソコンは、「自分で組み立てたパソコンしか使わない！」と話すほどで、パーツを買ってきて自分仕様に組み立てるそうです。

車は大学時代に入った自動車部で知識を深めたそうです。車好きが高じ、帯広で行われるレースのオフィシャルも務めるほど車に関わってきました。

これからやってみたいことは「自動車部の後輩を呼んで遊びたいです。」と笑顔で話してくれました。

温故知新

【365】

プレーは駆け引き　頭を使い健康維持

川口　ヤク子　さん

かわぐち　やくこ　さん／大正９年３月端野町生まれ／８８歳／ 共和在住

ゲートボールの大会後、疲れも見せず笑顔で迎えてくれた川口さん。大会の入賞者の常連で、名前を目にした方も多いはず。

女5人、男1人の3女として端野の農家に生まれるが、母親は7人目を出産の際、38歳で子供と一緒に亡くなり「夢で母は近くにくるけど顔は分らない」という。父親と子供6人で農家を続け、姉が母親代わりをするなど、辛く貧しい暮らしが続いた。

23歳で結婚を機に美幌に移るが、この年ご主人の義之さんが召集され、終戦後もシベリヤでの抑留から戻るまでの7年間、幼い長男を休憩所に残し、後ろ髪を引かれる思いで営林署の苗圃（びょうほ）で仕事を続けた。冬の間も賄い仕事をしなければ家の薪がもらえず「いつも子どもが泣きじゃくり、その頃が一番辛かった」としみじみ語る。

ご主人の引き揚げ後、津別に転居し、夫婦で造林と苗圃での苗づくりに励む。津別の木材産業の隆盛期を下支えした一人でもある。

10年前に亡くなったご主人は、過酷な抑留生活で引き揚げ後も何度か病気を患っていたという。

特技のゲートボールは60歳半ばに誘われて始めたが、以前は遠くの町まで出かけては数多くの賞をいただいてきた腕前の持ち主。「駆け引きもあって頭を使うので呆けないよ」と言い、棚の隅に置かれたトロフィーがその証。最近は、花や野菜畑の手入れでプレーの時間は減ったという。手入れの行き届いた畑には、トマト、きゅうり、豆にトウモロコシ…スイカまであり、まるで八百屋さんのよう。その働きぶりに周りから「丈夫だねぇ」と言われるが「本当に忙しくて、動かずにはいられないんです」と笑う。

息子3人を育て、ひ孫もいるヤク子さん。「若い頃は本当に苦しい事ばかりだったけど、今は周りの人が優しくしてくれ一番幸せ」と、感謝の思いで日々を暮らす。

健康いきいき

高齢者、乳幼児、食べ物による窒息事故に注意！

食べ物によるいたましい窒息事故が毎年起きています。そのうち約6割が死に至っています。

年齢で最も多かったのが65歳以上の高齢者と1～4歳までの乳幼児です。

事故を防ぐために重要なこと
①食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べる
②食事の時は、なるべく誰かがそばにいて注意して見ている

■乳幼児の場合（主な原因）

食べ物を噛んですりつぶせないことや、食べる時に遊んだり泣いたりする時に起きやすい。

（原因になった食べ物）

ナッツ類、丸いアメ、ブドウ、プチトマト、もち、たくあん、こんにゃくゼリー、リンゴ、ソーセージ、肉片、こんにゃく。

（次のことに注意しよう）

①誤って気管に入りやすいナッツ類は食べさせない。
②車の中では食べさせない。
③あおむけの状態、歩きながら、遊びながらは食べさせない。
④食べ物を口に入れたままの会話、テレビを見ながらの食事、食事の無理じい等はさせない。
⑤年長の子どもが危険な食べ物を与えないか注意する。

■高齢者の場合（主な原因）

食べる機能が低下し、粘りのある食べ物を噛み砕けず、喉に入って窒息に至ってしまう。

（原因になった食べ物）

加熱しても柔らかくなりにくいもの（いか、タコ、キノコ類）、硬いもの（ナッツなど）、厚みのないもの（のり、レタスなど）、パサパサしたもの（パン、ふかし芋など）繊維の強いもの（青菜類）

（次のことを心掛けよう）

食事の時はお茶や水などで口の中を湿らせ水分をとりながら食事をしましょう。

＊万が一、つまった場合は119番通報を誰かに頼み、応急処理をしましょう。

乳幼児は、図のように支えて、頭を低くして背中の真ん中を平手で4～5回たたく。高齢者では、口の中に食べ物がたまっていればガーゼを巻いた指で口からかき出す。

お問い合わせ　健康医療グループ　健康推進担当　☎７６－２１５１　内線２３１

暮らしを支える 税

町道民税の非課税についてお知らせします

町道民税（住民税）は、一定の要件に該当すると非課税になります。これらの非課税は、担税力が乏しかったり、低所得者の負担軽減を図るためにとられている措置です。

○均等割も所得割もかからない方
・生活保護法によって生活扶助を受けている方
・障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の所得金額が１２５万円以下の方

○均等割がかからない方
・前年の所得金額が、扶養親族等（控除対象配偶者と扶養親族をいいます。）がいない場合は28万円以下、扶養親族がある場合には28万円に本人と扶養親族等の合計数を乗じた金額に17万円を加えた金額以下の方（この場合、計算上、所得割もかからなくなります。）

○所得割のかからない方
・前年の所得金額が、扶養親族等がいない場合35万円以下、扶養親族がある場合には35万円に本人と扶養親族等の合計数を乗じた金額に32万円を加えた金額以下の方が対象です。

お問い合わせ　☎76－2151税務担当（内線220・221）
収納担当（内線218）